

高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種

実施期間

令和7年10月1日(水)から
令和8年3月31日(火)までに1回 (原則として月曜日～金曜日)

対象者

福岡市内に住民票(外国人を含む)があり、次に該当する人が対象

- ①接種日当日に65歳以上の方
- ②接種日当日に60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方
(概ね、身体障害者手帳1級相当)

(上記障がい以外での身体障害者手帳1級相当の方は該当しません)

個人負担金

12,000円 (医療機関でお支払いください)

※国の助成金終了に伴い令和7年度から個人負担金が増額となっております。

ただし、対象者①または②の方で、生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方、または市県民税非課税世帯に属する方は、**個人負担金の免除**が受けられます。

※生活保護受給者等でも、高齢者等(対象者①または②)以外の方は、費用助成の制度はありませんので、接種料金などは、医療機関に直接お問合せください。

実施医療機関

福岡市が指定した医療機関
「予防接種(高齢者用)実施医療機関」の
ステッカー(右図)を表示。

予防接種
(高齢者用)
実施医療機関
福岡市

実施医療機関へ持参する物

- ◆ 住所・氏名・年齢の確認のため、
『マイナンバーカード』、『運転免許証』などの確認書類いずれか1つをお見せください。
- ◆ 上記「対象者②」に該当する方は、
『身体障害者手帳の写し』または『診断書』を提出してください。
- ◆ 個人負担金の免除対象者は、
接種日時時点で最新の、『保護受給証明書』、『中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し』、『令和7年度介護保険料(納入通知書兼)特別徴収通知書の写し(所得段階区分に第1、第2、第3所得段階の記載があるもの)』、または『(区役所発行の)令和7年度市県民税非課税証明書(「予防接種用」のゴム印が押印されているものに限る)』などいずれか1つを提出してください。

※ご本人が希望する場合以外は実施しません。(本人の意思確認ができない高齢者に、家族等が本人のために接種させる場合は、助成の対象外となり全額個人負担となります。)

※予防接種は、接種当日に発熱がある人や、今までに予防接種によって副反応を起こしたことがある人などは受けることができませんので、接種前に体調など正しい情報を医師に伝え、医師の説明をよく聞いた上で接種を受けてください。

お問い合わせは、各区保健福祉センター健康課へ。

※福岡市外にお住まいの方は、住所地の市町村役場にお尋ねください。